

議 事 録

令和元年度四万十町農業委員会 11 月総会

日 時	令和元年 11 月 26 日 (火) 午後 2 時 00 分 開議	
場 所	窪川四万十会館 多目的室	
日 程		
第 1	指定第 15 号	会期の決定について
第 2	指定第 16 号	議事録署名委員の指名について
第 3	報告第 17 号	農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
第 4	報告第 18 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
第 5	報告第 19 号	非農地証明事務処理報告について
第 6	議案第 35 号	農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
第 7	議案第 36 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
第 8	議案第 37 号	四万十町農用地利用集積計画の決定について
第 9	議案第 38 号	農用地利用配分計画案に対する意見決定について
第 10		その他

〔出席委員〕

- | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 欠席 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 太田 祥一 | 10. 山本 道雄 |
| 11. 甫喜本 治誠 | 12. 山脇 文男 | 13. 伊東 智江 | 14. 武内 道則 | 15. 吉良 榮 |
| 16. 欠席 | 17. 中原 英昭 | 18. 宮脇 真弓 | 19. 林 幸一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 窪田 良一 | 26. 欠席 | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 猪野 啓一 | 32. 山本 奨一 | 33. 東出 一茂 | 34. 宮谷 和夫 |
| 35. 欠席 | 36. 上野 渡 | 37. 田村 守 | 38. 佐々木 通 | 39. 梶原 美智 |

〔欠席委員〕

- 6 番 下元誠一郎 16 番 竹内 純 26 番 甲把 雄 35 番 山崎 力

〔事務局〕

- 西田 尚子・林 和利・田中 淳一郎・池本 拓矢・宮本 和也・山川 美恵

事務局長

先月と今月にわたってアンケートの回収ありがとうございました。皆さんにはご無理を言ってすみませんでした。ここで一旦面積の集計に入らせていただきます。集計が出来たら次どうしていくのか農林水産課と話ながら進めていきたいと思えます。どうか今後ともよろしく願いいたします。

それではただ今より、令和元年度四万十町農業委員会 11 月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会議に先立ちまして、会長よりご挨拶申し上げます。

会長

どうも皆さんこんにちは。お忙しい中ご出席ご苦勞様です。まずは、局長が申されたとおり、アンケートの回収にご協力いただきましてありがとうございました。地域の半分の農地の回答を得なければならず、今から行政がチェックしてその後対応させていただきたいということですので、どうぞよろしく願います。10 月末に高知県農業会議として皆さんもお世話になりました県に意見の提出をさせていただいて、部長から回答を得て色々と意見交換をさせていただきました。5 点ほどでしたが、大まかに説明させていただきますと、国は集積率を 80%にしましょうと目標をあげていますが、高知としては無理と話をしています。高知県としては今 58%という目標をあげています。それを四万十町の基本計画にも 58%と出てきてたと思いますが、高知としては 58%を目指しますということのようです。労働力不足の対策、色々なアルバイト、短期労働者の確保、農福連携の強化とかそういう風な話もさせていただきました。それから、守るべき農地の明確化ということで、今皆さんにも調べて頂いています B 判定をした山林になっている農地などをしっかりと外しながら守るべき農地を明確にしていってらどうか、県としてもある程度の方向性を出してほしいと申しあげましたが、県は市町村で守るべき農地は決めてほしい、判断してほしいという回答でした。最後には、農業委員会の体制強化ということで、四万十町とか、高知市、南国市とかその辺は、ある程度事務局体制がしっかりしているのですが、大半の小さな市町村は農業委員会の局長を農林水産課の課長が兼務だったり、職員も兼務だったり。少ない農業委員会の事務局体制で一生懸命やっています。ただ一方でご承知のとおりどんどん仕事が増えているという事ですので、事務局体制の強化をしっかりとしてほしいし、忙しい状況にあるということも、県の方からも市町村の首長さんにも働きかけてほしいという話もさせていただきました。協力はするけどなかなか難しい話ですねとお話しいただきました。そんなことを色々と意見交換をさせていただきました。終わってから一杯やる事も出来ましたし、色々な話もさせていただきました。それから 2 点目は、先日の 21 日に議会の産業建設常任委員との意見交換会ということで、今回は農業委員会の担当で意見交換会をさせていただきました。今回はメインとしては、人・農地プランの実質化ということで、議員さんにも農林水産課の担当、農業委員会がこれほど忙しいという事を分かってほしいということで、行政の説明もしていただいて、そういう状況にあるということ意見交換をしました。色々な意見交換をしていく中で、地域の農地を守っていくにはどうしたらいいのか、地域の集落を守っていくにはどうしたらいいのかという点で、窪川地域には支援センターがあるが、大正、十和地域には支援センターがない。農地を支えていく部分において、支援センターが今後必要ではないかとお互い合意し、議会も行政も農業委員会も足並みを揃えながら、そういう方向で声を挙げていきたいと思いますので、1 つはいい

方向に意見交換できたのではないかと思います。最後ですが、明日明後日と全国農業委員会会長代表者集会、全国農業者年金加入推進セミナーの大会がありまして、うちからは局長、東出一茂委員の3人で出席してきます。県内からは16名で行ってきます。要請としては農業農村基本計画というのを5年見直しで国が行っております。その中山間のことなどを要請するようになっていきます。もう1点は、先ほど話をした意見の提出を高知県にしましたが、国にも挙げていってほしいとこの中にもありまして、抜粋して県選出の国会議員さんに挙げていきたい。メインはIターンの農家は色々な支援策があるわけですが、Uターン農家をどう増やしていくか大きな課題だと、そこに国も動いてほしいという話もしてきたいなと思っております。

会長 それではただ今から、令和元年度四万十町農業委員会11月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、私が議長を務めますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。ご起立をお願いします。今回の発声は、議席番号20番中城康子委員にお願いします。

20番 四万十町農業委員会憲章の発声

委員 ～朗読～

議長 ありがとうございます。ご着席下さい。
本日の会議に、6番下元誠一郎委員、16番竹内純委員、26番甲把雄委員、35番山崎力委員から欠席の届け出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員17名、推進委員18名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第15号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和元年度四万十町農業委員会11月総会の会期は、令和元年11月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第16号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思っております。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に7番、浜田大彰委員と、39番、梶原美智委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

続いて日程第3、報告第17号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第17号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」ご説明いたします。ページは3ページです。件数は、窪川地域の1件になります。なお、借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。それでは、番号1について説明します。土地の所在、興津字新川、3,308番、地目、田、面積、767㎡。解約事由は、双方合意。合意年月日、令和元年10月21日。引渡年月日、令和元年10月21日です。この解約は、後の議案に出していますが、農地法3条により借受人へ所有権移転するために解約するものです。以上で説明を終わります。

議長 報告第17号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ報告第17号は終わります。

議長 続いて、日程第4、報告第18号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第18号 農地法第3条の3の規定による届出についてご報告いたします。ページは、4ページです。件数は、窪川地域の1件になります。なお、相続人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。それでは、番号1について説明します。土地の所在、西川角字治子870番、地目、田、面積、1,336㎡です。届出日、令和元年11月6日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。この農地については、後の議案に出していますが、農地法3条により、現在耕作をしてくれている義理の兄へ所有権移転をすることとなっております。以上で説明を終わります。

議長 報告第18号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第18号は終わります。

議長 続いて、日程第5 報告第19号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第19号 四万十町非農地証明発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規定第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書は5ページをご覧ください。今月は全部で1件となっております。添付資料は1ページです。作屋字セト山1180番、地目、畑、面積、66㎡です。申請地は年月日不詳で20年以上前から道路敷地となっております。担当委員、職員で現地確認し四万十町非農地証明発行事務取扱要領第4、証明基準のエ、人為的に

転用した土地で既に20年以上経過している土地のため、非農地であると認め、令和元年10月11日、非農地証明書を発行しております。以上です。

議長 報告第19号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが何かありませんか。はい、17番中原英昭委員。

17番 道路に非農地証明を発行する理由は何ですか。

事務局 こちら県道であります。本来であれば県が非農地証明の手続きをやるべきなのですが、ご本人は急いでやりたいけれど、県の方がすぐに対応出来ないということで、個人からの手続きになりました。

17番 非農地証明発行するのは、家が建っていて農地のままだと売りたいけど売れないからですか。何か次のアクションがあるから非農地証明をするのであって、そうでなかったら非農地証明を出す意味はないのでは。道路の非農地証明を発行する意味が分からないのですが。

事務局 この中には書かれてないのですが、この横の土地、写真でいうと左に家を増築というか改築するようになっています。

17番 道路は個人の持ち物になるんですか。道に見えるけど実際道じゃない。ここに家を建ててもいいってことですか。

事務局 本来であれば、国とか県とか町とかが登記替えをしておかないといけないのですが、実際出来ていない場所があって、今度住宅を建てたいがために、右手が県道になっていますが、県道があって個人の土地があってそれから宅地になっていてそこを整理しないと住宅を建てるのに規制があるのです。それで県に頼んでもすぐには出来ないで、個人で今回申請させてもらって住宅を整備するがために、それをしないと接道という住宅建築のがあって整理しないといけないということです。

38番 県道にするのに、先に非農地証明で先に農業委員会の許可がおりて道路拡張じゃないのですか。普通は。

事務局 県、国につきましては、道路、水路関連は農地法から除外になりますので、買収して県の方が田んぼや畑を買収して道路にする行為は農地法から外れてきますので出来ます。

38番 非農地証明をしなくても出来るということですね。

事務局 そうです。

議長 他に何かありませんか。なければ報告第 19 号は終わります。

議長 続いて、日程第 6 議案第 35 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。ページは、6 ページになります。件数は、窪川地域の 5 件になります。譲受人・譲渡人の氏名、住所等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料、位置図等は 2 ページからとなります。それでは、番号 1 について説明します。土地の所在、興津字小室、2135 番 61、地目、畑、面積、716 m²です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で、面積が 834 m²です。権利事由は、所有権移転の売買。譲受理由は、相手側の要望。譲渡理由は、経営規模縮小とのことです。下限面積は達成しています。申請地では、ミョウガを栽培する計画です。この土地は、登記簿地目は雑種地ですが、現況地目が農地ですので農地法第 3 条の手続きが必要となります。続きまして、番号 2、興津字新川、3308 番、地目、田、面積、767 m²です。権利事由は、所有権移転の売買。譲受理由は、相手側の要望。譲渡理由は、経営規模縮小とのことです。下限面積は達成しています。申請地では、ミョウガを栽培する計画です。続きまして、番号 3、東川角字藪ノ口、甲 1052 番、地目、田、面積、860 m²です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で、面積が 1,461 m²です。権利事由は、所有権移転の売買。譲受理由は、相手側の要望。譲渡理由は、高齢の為経営規模縮小とのことです。下限面積は達成しています。申請地では、水稻を栽培する計画です。続きまして、番号 4、平串字民部多、245 番 2、地目、田、面積、137 m²です。権利事由は、所有権移転の売買。譲受理由は、本人の希望。譲渡理由は、相手側の要望とのことです。下限面積は達成しています。申請地では、水稻を栽培する計画です。続きまして、番号 5、西川角字治子、870 番、地目、田、面積 1,336 m²です。権利事由は、所有権移転の贈与。譲受理由は、相手側の要望。譲渡理由は、県外在住の為耕作が困難とのことです。下限面積は達成しています。申請地では、水稻を栽培する計画です。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 議案第 35 号について事務局の説明が終わりました。それでは番号 1 番から担当委員の補足説明をお願いします。

議長 はい、33 番東出一茂委員。

33 番 番号 1 番について譲受人から確認しました。現状は畑であり、譲受人は農地を有効的に利用し、農作業に 150 日以上従事しています。取得する農地の周辺に悪影響を与えないことも確認しました。譲渡人は高齢のため今後継続して耕作が困難なため売買に至ったそうです。譲受人は地域の担い手でもあり意欲ある農家で、今後もミョウガを作る予定です。特に問題はないと思います。

続いて番号 2 番です。同じく譲受人から伺いました。現状は畑であり、譲受人は農地を有効的に利用し、年間 150 日以上農作業に従事しています。取得する農地の

周辺に悪影響を与えないことも確認しました。譲渡人は高齢のため今後継続して耕作は困難なため売買に至ったとのこと。譲受人は地域の担い手であり、今後はミョウガを作る予定で、特に問題はないと思います。以上です。

議長 番号3番、22番西井健夫委員。

22番 譲渡人、譲受人に確認をしてきました。現状は田んぼであることを確認しています。以前作っていた人が病気で譲受人が作るようになっておりました。近くに譲受人の山があるので山に行くために耕作を引き受けるようになっていましたが、耕作だけでなく売買の方もお願いしたいと譲渡人にお話をしていました。譲渡人の方もちょっと距離が離れていますので高齢化という事もあり売っても構わないと売買が成立したとの事です。

議長 それでは、番号4番。29番石田芳秋委員。

29番 番号4番について、譲渡人、譲受人双方に会って来ました。現況は田んぼであることを確認しています。譲受人は農地を効率的に利用しており、年間150日以上、稲作を中心に作業しております。取得する農地の周辺農地に悪影響を及ぼすことはないことを確認しています。譲渡人は、街にいて帰って来てかなり高齢で今後継続して耕作することが困難ということで売買に至ったそうです。譲受人は地域の担い手でもあり、今後も水稻を中心に農業をしていきたいことを確認しています。以上番号4の所有権移転については、問題はないと思います。

議長 それでは、番号5番、22番西井健夫委員。

22番 譲渡人と譲受人は兄妹で、譲渡人の母親から田んぼを作って欲しいと頼まれ何十年も作っていたそうです。譲渡人は県外にいるためよう作らないということで、兄である譲受人に贈与したいということでこういう形になったそうです。譲受人は田んぼをかなり作っているので問題ないと思います。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。
議案第35号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第35号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」

は原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 35 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 36 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 36 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明いたします。議案書は 7 ページ、今月は窪川地域から 1 件です。この件については、9 月総会で承認を受けましたが、先月、諸事情により取り下げをした件で、再度の申請があったものです。番号 1 番について説明します。添付資料は 7 ページから 10 ページです。

申請地は、1 筆、富岡字下ノ駄馬 116 番 6、地目、田、面積 464 m²の農地です。権利事由は、所有権移転の売買です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は、一般住宅の建築です。転用理由は、富岡地域で高速道路の延伸により、立ち退きを余儀なくされ、同地区内で自己住宅の建築を行う計画です。農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがある農地の周辺部であり、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。転用計画につきましては、添付資料は、9 ページから 10 ページです。9 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車場などを整備する計画です。周囲の状況は、東側は山林と申請人の土地、西側は同意ありの田、南側は同意有の田、北側は山林となっています。土地の造成計画については、現状のまま整地し砂利敷きの計画です。進入計画については、西側の農道から進入します。排水計画については、生活雑排水は合併浄化槽を設置し、北側既存水路に排水します。雨水について自然浸透する計画です。資金計画については、立ち退きに伴う移転契約書により、必要な事業費が確保されていることを確認しています。以上です。

議長 議案第 36 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 29 番 石田芳秋委員。

29 番 前回ご主人の名前で申請がありましたが、その直後にご主人が亡くなられて、奥さんから再度申請があがってきたものです。高速道路の立ち退きということですので許可が出次第着手するということを確認しております。計画の妥当性につきましても必要最低限で問題ないと思います。周辺農地への影響についても特に問題はないと思います。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。
議案第 36 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。
(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 36 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 36 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 議案第 37 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 37 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」説明します。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和元年 12 月 2 日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により四万十町長により提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ページは、9 ページからになります。件数は、窪川地域の 5 件になります。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者の氏名、住所および、賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料、位置図等は 12 ページからになります。番号 1 から番号 5 まで、すべて農地中間管理事業の関係ですので、まとめて説明します。番号 1、市生原字上高畦、418 番、地目、田、面積 428 m²。以下 2 筆あり、合計 3 筆で、面積が 3,729 m²。番号 2、市生原字才能、321 番 1、地目、田、面積 927 m²。番号 3、魚の川字シノベヤブ、633 番、地目、田、面積 1,306 m²。番号 4、魚ノ川字下り山、618 番、地目、田、面積 902 m²。番号 5、奥呉地字栗ノ木ダバ、1016 番、地目、田、面積 3,987 m²。以下 5 筆あり、合計 6 筆で、面積が 15,221 m²。です。設定はすべて新規です。期間は、番号 1、番号 2 が、令和元年 12 月 2 日から、令和 11 年 12 月 1 日までの 10 年、番号 3、4、5 が、令和元年 12 月 2 日から、令和 16 年 12 月 1 日までの 15 年です。権利は、すべて使用貸借権での設定です。以上で説明をおわります。

議長 事務局の説明が終わりました。
すべて、農地中間管理事業に関するものですので、担当委員の補足については配分

計画案でいただきますので、この場では省略します。

議長 議案第 37 号について質疑を許します。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 37 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 37 号 四万十町農用地利用配分計画案に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 議案第 38 号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。議案第 38 号 番号 1 番は議席番号 27 番市川正司委員が、番号 2 番は議席番号 7 番浜田大彰委員と、議席番号 28 番大西博之委員が四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、それぞれ退席をしていただき、審議、採決を行います。それでは、27 番市川正司委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 38 号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」説明します。別紙のとおり農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いします。ページは、11 ページです。件数は、窪川地域の 2 件になります。権利設定を受ける者の氏名・住所および、賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料、位置図等は 29 ページからとなります。それでは番号 1 を説明します。土地の所在、市生原字上高畦 418 番、地目、田、面積、428 m²です。以下 3 筆あり、合計 4 筆で、面積が 4,656 m²です。権利の種類は、使用貸借権の設定。期間は、県認可日から令和 11 年 12 月 1 日までです。水稻を栽培する計画です。番号 1 は以上です。

議長 それでは、事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 はい、5 番濱田誠委員。

5 番 欠席の下元誠一郎委員より資料を預かっています。番号 1 番について借受人から確認しました。借受人は長年にわたり農業をされており年間 150 日以上、農作業時従事し熱心に水稻を大規模で耕作され、経験豊富な地域の担い手でもあり、配分計画案のとおり特に問

題ないと判断しました。以上です。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。議案第38号の1番について何かご意見、ご質問はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第38号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号1番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第38号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」番号1番は、原案のとおり可決されました。
27番市川正司委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

議長 市川正司委員、番号1番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号2番の審議を行いますので、7番浜田大彰委員と28番大西博之委員は退席をお願いします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは番号2についてご説明します。土地の所在、魚ノ川字シノベヤブ、633番、地目、田、面積、1,306㎡です。以下7筆あり、合計8筆で、面積が17,429㎡です。権利の種類は、使用貸借権の設定。期間は、県認可日から令和16年12月1日までです。水稲、果樹、野菜を栽培する計画です。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 はい。8番宮崎恵美子委員。

8番 番号2番について、借受人の方から確認しました。借受人は認定農業者であり、地域の担い手でもあります。配分計画案とおり特に問題と判断します。以上です。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。
番号2番について質疑を許します。質疑はありませんか。

1 番 契約期間はなぜ県認可日なのですか。

事務局 配分計画案につきましては、農業委員会の方に意見を求められて、それを町にお返しして県の公社の方が公告するということとなります。その県認可となります。普段の利用権設定につきましては、町の公告日で決定となります。配分計画案につきましては県が公告した日ということなのでそういう書き方にしています。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 38 号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について番号 2 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 38 号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について番号 2 番は、原案のとおり可決されました。
7 番浜田大彰委員、28 番大西博之委員の除斥をとき、着席していただきます。

議長 浜田大彰委員、大西博之委員、番号 2 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 10 その他の件について議題とします。
事務局ではありませんか。

事務局 農業委員会だよりが昨年に引き続きまして、四国ブロック農業委員会情報誌コンクールにおいて最優秀賞を受賞しました。去年に続いてということで、皆さんの頑張りが認められたということです。ご披露させていただきます。

議長 委員の皆さん何かありませんか。
なければ「その他」の件については終了いたします。これで、本総会に付議されました案件はすべて終了しました。ご起立をお願いします。以上をもちまして、令和元年度四万十町農業委員会 11 月総会を閉会します。礼。ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 10 分